

ポスト

令和7年4月9日  
金融庁


相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
  - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

📶 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 EXPO 2025  
首相官邸 大阪・関西万博  
特設ページ

## 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（16 暗号資産交換業者関係）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）](#)」（16 暗号資産交換業者関係）の一部改正（案）につきまして、令和7年2月26日（水曜）に公表し、令和7年3月27日（木曜）まで、広く意見の募集を行いました。

その結果、2の個人及び団体より計5件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

### 2. 改正の概要

▶ 暗号資産交換業者による一定の知識、経験を有する投資家を相手方とする暗号資産の販売について

具体的な改正の内容については[別紙2](#)を御参照ください。

### 3. 適用日等

改正後の事務ガイドラインは、本日から適用いたします。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
総合政策局リスク分析総括課フィンテック参事官室 暗号資産モニタリング室（内線2311、2299、2302）

（別紙1）  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2）  [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)

### サイトマップ

金融  
庁に  
ついて

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関

国  
際  
関  
係

アクセス F S  
A  
（金融庁広報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 : 03-3506-6000